



かんちゃん

第
76号

発行
令和4年9月15日

東京局間連会報

発行者／東京国税局間税会連合会
会長 片岡直公
事務局／〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5F
TEL (03) 5829-3901
FAX (03) 5829-3902
印刷／株式会社 総北海



しょうちゃん



3年振りの総会。「2022年インボイス制度周知・広報推進宣言書」を市川東京国税局長に手交しました。

〔目次〕

就任のあいさつ……………2 (国税局課税第二部長)	令和3年度 租税滞納状況……………10
第49回通常総会について……………3	「税の標語」の表彰等について …… 11～12
青年部・女性部通常総会	東京局間連の主な動き……………12
組織増強功労者表彰……………3	青年部・女性部インタビュー……………13
顕著な功績による功労者表彰	「随想」が届きました 中込 清美 ……14
間税会組織状況……………4～5	発行協賛者一覧……………14
アンケート集計結果報告……………6	局間連役員名簿……………15
税制及び執行並びに歳出に関する意見要望…7～9	局間連傘下間税会役員名簿……………16

消費税 活かすみんなの 間税会



<https://www.kanzeikai.jp/tokyo/>

就任のあいさつ



東京国税局
課税第二部長

山 本 昌 平

東京国税局間税会連合会の皆様には、平素から税務行政に対し、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

この7月の異動で、東京国税局課税第二部長を拝命いたしました山本でございます。異動前は、福岡国税局課税第二部長を務めておりました。

前任部長の陰山と同様、よろしくお願い申し上げます。

貴連合会の皆様には、常に全国間税会総連合会の中核として、「消費税等に関するアンケート調査」を通じた税制・執行に関する提言をはじめ、「世界の消費税164カ国」クリアファイルの配布による広報活動、「税の標語」の募集と入選作品の表彰、租税教室の開催協力・支援といった租税教育活動の推進など、消費税をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚を図るための各種事業に多大なる御尽力をいただき、心より御礼を申し上げます。

特に、間税会の皆様の御努力により国税庁の後援事業とされました「税の標語」の募集事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中でも、令和3年度は18万2千点と一昨年を大幅に超える応募をいただくことができました。これも、長年にわたり皆様が熱心に租税教育や募集活動に取り組まれた結果であると考えております。

令和5年10月に導入されます適格請求書等保存方式（インボイス制度）につきましては、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されました。制度の理解を深めた上で、それぞれの事業に応じた準備を進めていただけるよう、間税会の皆様と緊密な連携を図りながら、周知・広報に取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、インボイ

ス制度の周知・広報に御理解と御協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

昨年6月に国税庁が公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2.0－」において、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想をお示ししておりますが、税務行政のデジタル化の実現のための第一歩は、e-Taxの更なる普及・促進です。

令和3年分の確定申告においても、スマートフォンをはじめとした本人送信によるe-Taxの利用が増加しており、利便性の向上による結果が現れつつありますので、e-Taxを利用されていない事業者の皆様には、添付書類も含めたe-Taxによる申告と、ダイレクト納付をはじめとした各種キャッシュレス納付手段のご利用をお願い申し上げます。

未だに新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりますが、私どもは納税者の皆様の御理解を得ながら、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を達成する所存です。そのためには、これまで以上に皆様との連携・協調を深めていくことが不可欠であると考えております。

私どもといたしましては、皆様の活動がより一層充実したものとなるよう、間税会の活動に有益な情報の提供や、説明会への講師の派遣、「税の標語」の募集活動への支援など、できる限りの対応をさせていただきますので、今後とも、税務行政に対しまして一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴連合会及び傘下の各連合会・単位会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。

●東京国税局幹部職員名簿

(令和4年7月10日現在)

局長	重 藤 哲 郎
総務部長	形 岡 拓 文
総務部次長	佐 藤 寿 一
総務課長	佐 藤 悟
課税第二部長	山 本 昌 平
課税第二部次長	渡 部 高 久
酒類監理官	穴 澤 靖
法人課税課長	蝶 名 林 守
消費税課長	田 中 健 二
酒税課長	齋 藤 隆 夫
消費税課課長補佐	桑 原 英 樹
消費税課課長補佐	床 並 正 浩
消費税課課長補佐	高 木 智 浩
消費税課課長補佐	武 田 賢 二

消費税課実務指導専門官	橋 場 良 江
消費税課国際税務専門官	坂 井 二 郎
消費税課審理専門官	櫻 井 吾 朗
消費税課主査	濱 田 さ ゆ り
消費税課主査	高 野 智 之
消費税課連絡調整官	樋 口 浩 介
消費税課総務係長	佐々木 俊 貴
消費税第2係長	矢 野 真 人
消費税第3係長	野 村 和 子
軽減税率・インボイス制度係長	岸 岡 正 登
諸税第1係長	野 間 裕 介
諸税第3係長	熨 斗 香 菜 子
諸税第4係長	安 間 優 剛

第49回 通常総会開催される

東京局間連第49回通常総会は、去る6月13日(月)午後3時30分から、東京プリンスホテルで3年振りに開催されました。新型コロナウイルス感染症予防策を講じた上での開催であり、総会は加藤憲一副会長の司会の下に、片岡直公会長の挨拶の後、關口副会長を議長に選出して議事に入りました。議事では

第1号議案 令和3年度事業報告の承認を求める件
第2号議案 令和3年度決算報告の承認を求める件
第3号議案 令和4年度事業計画(案)の承認を求める件

第4号議案 令和4年度収支予算(案)の承認を求める件
第5号議案 役員補選の件

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。その後、2022年インボイス制度周知・広報推進宣言が行われ、東京局間連として、インボイス制度について、これまで以上に周知・広報に努めることを対外的に宣言し、宣言書を「市川東京国税局長」に手交しました。また、総会終了後には、着座方式による懇親会も開催されました。



組織増強功労者表彰

組織増強功労者表彰には、団体功労者と個人功労者の2つの表彰区分があります。

団体功労者は、令和3年度中に30名以上の会員増を実現した間税会及び年度当初の会員数に対し、年度中に15%以上の会員増を実現した間税会です。

個人功労者は、この1年間におおむね10名以上の新規会員の加入を実現した方々です。

本年度は残念ながら該当がありませんでした。

顕著な功績による功労者表彰

顕著な功績による功労者表彰は、間税会を世に広くアピールし、間税会の存在感を高めるなど、特に顕著な功績のあった間税会(その間税会において中心となって活

動した者)を表彰することとしています。

(東京都間税会連合会)

品川間税会	宮原 博昭 殿
本所間税会	殿
江戸川南間税会	田中 寿士 殿
江東西間税会	五百部喜作 殿
青梅間税会	新井 敏行 殿
立川間税会	新井 孝明 殿
立川間税会	殿
東村山間税会	徳田 賢一 殿

(神奈川県間税会連合会)

保土ヶ谷間税会	殿
緑間税会	中込 清美 殿

(千葉県間税会連合会)

佐原間税会	殿
木更津間税会	梶 義子 殿

第44回青年部通常総会及び第41回女性部通常総会

第44回青年部通常総会及び第41回女性部通常総会は、去る6月13日(月)港区芝公園・東京プリンスホテルにおいて、東京局間連第49回通常総会に先立って開催され、提出議案はすべて原案どおり承認されました。



間 税 会 組 織 状 況

1 間税会会員数の現状

令和4年4月1日現在の全国の会員数（組織形態が異なる大阪局間連を除きます。）は83,971名で、前年同期の会員数86,598名に対し2,627名の減少となっています。

東京局間連の会員数は別表1のように前年同期の19,548名に対し715名の減少となっています。

都連・県連別会員数

別表1

(単位：名)

区 分	4.4.1	3.4.1	前年対比
東 京	10,522	10,988	△ 466
神 奈 川	3,065	3,207	△ 142
千 葉	3,673	3,761	△ 88
山 梨	1,573	1,592	△ 19
計	18,833	19,548	△ 715

2 最近5年間の会員数の推移

平成26年4月以降、「会員増強」が全間連の最重点施策の1つとされたことを踏まえ、当連合会では令和2年度における会員増強の数値目標（平成29年4月1日現在の会員数に対する増加割合10%増）を設定し、会員増強に努めてきたところです。

その結果、別表2のとおり、数値目標は達成できていませんが、平成29年の数値に対して、令和2年4月1日現在まではほぼ横ばいで維持、推移してきました。しかし、令和3年4月1日現在が前年から779名減少、そして令和4年4月1日現在も前年から715名の減少となり、2年連続で大幅な減少でした。要因は新型コロナウイルス感染症により会活動の自粛を余儀なくされたことが大きく影響しているものと思料されます。

最近5年間の会員数の推移

別表2 (数値目標年)

(単位：名)

区分	29.4.1	30.4.1	31.4.1	2.4.1	3.4.1	4.4.1
会員数	20,428	20,731	20,320	20,327	19,548	18,833
前年度比	429	303	△ 411	7	△ 779	△ 715

84間税会を会員数の階層で見ますと、300名以上は20間税会、300名未満は64間税会となっています。

4 間税会の会員数の現状と推移

84間税会の会員数の現状と過去5年間の推移は、別表4のとおりです。(会員数の多い順に並べています。)武蔵野が1,621名でトップ、以下佐原675名、大月582名、荒川500名、船橋499名、がベスト5となっています。

全国で会員数499名以上の会は31間税会あります。

その中で東京局間連の武蔵野が全国2位であり、佐原は17位となっています。

3 会員数階層別間税会

令和4年4月1日現在の東京局間連の会員数階層別の間税会は、別表3のとおりです。

84間税会の平均会員数は、224名、また、一番少ないのは神奈川県連の170名となっています。

会 員 数 階 層 別 間 税 会

別表3

会員数	間税会平均 会 員 数	100 未満	100 以上～	200 以上～	300 以上～	400 以上～	500 以上～	600 以上～	700 以上～	計
東 京	(229) 219	(7) 9	(22) 21	(8) 8	(8) 7	(1) 1	(1) 1		(1) 1	(48) 48
神 奈 川	(178) 170	(4) 5	(7) 7	(5) 4	(1) 2	(1)				(18) 18
千 葉	(269) 262	(2) 2	(5) 5	(2) 2	(1) 1	(2) 3	(1)	(1) 1		(14) 14
山 梨	(398) 393		(1) 1		(1) 1	(1) 1	(1) 1			(4) 4
計	(233) 224	(13) 16	(35) 34	(15) 14	(11) 11	(5) 5	(3) 2	(1) 1	(1) 1	(84) 84
構 成 割 合 %		(15.5) 19.0	(41.6) 40.5	(17.8) 16.6	(13.1) 13.1	(6.0) 6.0	(3.6) 2.4	(1.2) 1.2	(1.2) 1.2	(100.0) 100.0

注. () 書は、前年度計数

東京局間連の組織状況等

別表 4 会員数の現状と推移

	単会名	4 年	3 年	2 年	31年	30年
1	武蔵野	1,621	1,718	1,829	1,819	1,914
2	佐原	675	678	677	615	612
3	大月	582	584	607	560	560
4	荒川	500	505	533	523	518
5	船橋	499	515	532	552	552
6	東金	444	481	443	411	407
7	山梨	436	440	453	450	469
8	葛飾	427	436	429	357	374
9	市川	420	423	423	400	381
10	甲府	394	399	408	406	407
11	相模原	392	402	413	417	428
12	品川	387	387	400	375	380
13	江戸川南	376	370	374	374	361
14	足立	362	364	403	339	315
15	渋谷	360	372	385	380	402
16	芝	349	351	358	339	345
17	横浜中	347	368	372	361	343
18	練馬西	313	332	354	384	353
19	北沢	304	311	386	392	382
20	松戸	302	324	327	310	295
21	玉川	294	306	317	315	326
22	成田	284	297	306	301	278
23	川崎北	280	295	294	386	383
24	立川	278	276	300	302	308
25	荻窪	274	270	270	278	278
26	千葉東	265	266	267	260	261
27	麻布	260	266	274	272	275
28	横浜南	244	261	264	375	452
29	西新井	235	242	255	269	280
30	京橋	229	228	242	253	261
31	日本橋	220	222	225	236	236
32	大和	212	221	240	247	253
33	緑	208	219	220	222	220
34	中野	201	205	205	240	250
35	江戸川北	194	198	201	206	210
36	保土ヶ谷	192	210	219	244	244
37	板橋	189	244	260	272	269
38	川崎西	180	184	195	180	182
39	日野	179	195	210	190	194
40	練馬東	178	175	192	209	215
41	神奈川・港北	165	166	172	170	167
42	戸塚	164	176	176	177	176
43	鵜沢	161	169	162	146	151

	単会名	4 年	3 年	2 年	31年	30年
44	本所	159	158	188	195	191
45	青梅	154	160	170	165	180
46	千葉西	148	155	160	150	150
47	新宿	147	153	152	157	268
48	浅草	142	139	139	139	126
48	王子	142	145	158	158	159
50	東村山	139	155	164	164	168
50	茂原	139	149	150	162	152
52	武蔵府中	135	163	167	178	182
53	館山	133	133	103	106	109
54	小石川	131	132	139	135	130
55	雪谷	127	132	143	146	154
56	四谷	122	121	121	120	136
57	向島	119	128	135	142	155
58	神田	113	118	120	123	126
58	川崎南	113	117	125	128	142
60	横須賀	109	117	123	150	164
61	杉並	106	113	113	114	112
61	柏	106	105	106	108	99
63	豊島	105	111	109	100	118
63	鶴見	105	107	109	110	111
63	千葉南	105	115	120	117	115
66	大森	104	112	110	115	105
66	町田	104	107	108	103	105
68	上野	102	105	110	99	96
69	蒲田	99	108	113	125	137
69	銚子	99	100	103	103	103
71	藤沢	97	100	103	101	106
72	本郷	89	88	88	88	88
73	荏原	88	95	100	99	98
74	江東西	85	172	173	162	149
75	鎌倉	76	78	77	77	82
75	小田原	76	80	87	84	79
77	八王子	72	82	129	129	120
78	厚木	67	67	70	68	70
79	江東東	63	63	65	65	65
80	木更津	54	54	55	70	77
81	世田谷	53	59	107	109	163
82	麹町	48	48	58	53	67
83	目黒	44	48	44	47	46
84	平塚	38	39	41	42	61
	合 計	18,833	19,548	20,327	20,320	20,731

会員数増加ランキング

別表 5

順位	間税会	増加数	前年度比
1	江戸川南	6	102%
2	荻窪	4	101%
3	練馬東	3	102%
3	浅草	3	102%

5 会員数増加ランキング

会員数増加ランキングは、別表 5 とおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きく、前年度からの増加数が二桁に届きませんでした。

前年度から会員数が増加したのは10間税会、会員数が変わらないのは6間税会、減少したのは68間税会となっています。

アンケート集計結果報告

本年4月1日を調査日として実施した令和4年度「消費税等に関するアンケート調査」の東京局間連関係の集計結果は、次のとおりである。

なお、アンケート調査の目的及び全国の集計結果につきましては、全間連会報第155号(令和4年9月15日発行)を参照してください。

1 回答率

アンケート用紙の配付枚数3,390枚に対して回答数は2,031枚であり、その回答率は59.9%であった(別紙1参照)。

これは、前年度の回答数及び回答率ともに、概ね同じ結果であった。

2 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである(別紙2参照)。

(1)「総額表示義務に関する評価・見方」

- ・「①の消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため、行政指導を徹底すべきである」と回答した者は過半数を超える61.5%を占めており、全間連の税制改正要望を裏付ける結果となった。

したがって、令和5年度の税制改正提言書では、速やかに総額表示の実態を把握し、必要な行政指導を早期に実施するよう要望していくこととしている。

- ・次に多かったのは、「②の現行の表示方法で特に問題はない」と回答した者であり、30.1%も占めていた。
- ・男女別で見た場合でも、同様の傾向(①の回答割合～男性61.8%・女性60.4%、②の回答割合～男性30.7%・女性29.5%)であった。
- ・事業者・消費者別で見ると、「①の行政指導を徹底すべきである」と回答した者の割合は、事業者の場合63.2%に対して、消費者は事業者に比べて7.5%少ない55.7%となっており、その分「②の現行の表示方法で特に問題はない」と回答した者が多くなっている。

別紙1

アンケート調査回答率

区分	令和4年度			令和3年度		
	配布数	回答数	回答率	配布数	回答数	回答率
東京	枚 1,880	枚 1,247	% 66.3	枚 1,900	枚 1,181	% 62.2
神奈川	540	206	38.1	540	212	39.3
千葉	640	468	73.1	615	494	80.3
山梨	270	101	37.4	265	120	45.3
業種	60	9	15.0	60	8	13.3
計	3,390	2,031	59.9	3,380	2,015	59.6

(2)「インボイス制度導入への準備状況等に関すること」

- ・「③の登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない」と回答した者が44.0%と最も多く、新型コロナウイルス感染症対策等に迫られ、インボイス導入準備まで手が届かない事業者が多いものと推察される。

したがって、令和5年度の税制改正提言書では、引き続き、現在の「区分記載請求書等保存方式」の継続適用を要望し、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期することを要望していくこととしている。

- ・次に多かったのは、「①の登録申請書を提出するほか、導入準備作業は進行中である」と回答した者が23.5%、次に多かったのが「②の登録申請書は提出したが、それ以外の導入準備作業は殆ど行っていない」と回答した者が13.5%占めており、アンケート調査対象者2,031名のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた者は37.0%を占める752名となっている。
- ・事業者と回答した者1,560名のアンケート調査結果だけを見ても、全体と同じ傾向(③の回答割合49.8%、次に①の回答割合27.5%)となっている。
- ＊本件のアンケート調査の対象者が「事業者以外の者」の場合には、「④のその他」に記載するよう指示している。

別紙2

令和4年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表(東京局間連)

1 総額表示義務に関する評価・見方	東京計	中央	城南	城西	城東	西東京	都連	神奈川	千葉	山梨	東京業種
	2,031	200	218	187	340	302	1,247	206	468	101	9
①消費者が「税込価格」を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため、行政指導を徹底すべきである。	61.5%	66.5%	58.3%	48.7%	63.2%	49.7%	57.4%	70.4%	68.4%	62.4%	66.7%
	1,250	133	127	91	215	150	716	145	320	63	6
②現行の表示方法で特に問題はない。	30.1%	27.5%	33.5%	39.0%	32.1%	29.1%	31.9%	26.2%	26.7%	31.7%	33.3%
	612	55	73	73	109	88	398	54	125	32	3
③税込価格を表示する「総額表示方式」よりは、令和3年3月末まで認められていた「税抜価格表示」が望ましい。	5.2%	3.5%	5.0%	5.9%	2.9%	13.2%	6.3%	1.9%	4.1%	3.0%	0.0%
	105	7	11	11	10	40	79	4	19	3	0
④その他	3.1%	2.0%	3.2%	6.4%	1.8%	7.6%	4.2%	1.5%	0.9%	3.0%	0.0%
	62	4	7	12	6	23	52	3	4	3	0
⑤無回答	0.1%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0
2 インボイス制度導入への準備状況等に関すること	東京計	中央	城南	城西	城東	西東京	都連	神奈川	千葉	山梨	東京業種
	2,031	200	218	187	340	302	1,247	206	468	101	9
①登録申請書を提出するほか、導入準備作業(請求書等の発行、経理・受発注等のシステムの入替・改修等の作業)は進行中である。	23.5%	24.0%	20.2%	20.3%	27.6%	14.2%	21.4%	19.9%	29.1%	29.7%	33.3%
	477	48	44	38	94	43	267	41	136	30	3
②登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない。	13.5%	21.0%	17.0%	7.0%	12.9%	4.3%	11.9%	19.4%	13.7%	18.8%	33.3%
	275	42	37	13	44	13	149	40	64	19	3
③登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない。	44.0%	46.5%	38.5%	45.5%	40.9%	43.7%	42.7%	53.9%	42.9%	44.6%	33.3%
	893	93	84	85	139	132	533	111	201	45	3
④その他	17.2%	6.5%	24.3%	26.7%	17.4%	34.8%	22.5%	5.8%	11.1%	5.9%	0.0%
	350	13	53	50	59	105	280	12	52	6	0
⑤無回答	1.8%	2.0%	0.0%	0.5%	1.2%	3.0%	1.4%	1.0%	3.2%	1.0%	0.0%
	36	4	0	1	4	9	18	2	15	1	0

●税制及び執行並びに歳出に関する意見要望●

全間連では、毎年、税制当局に対し、「税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を提出しています。

本年も、税制委員会（6月29日開催）及び常任理事会（7月28日開催）で、令和5年度税制改正に向けての要望書の取りまとめが行われました。

全間連のこの要望書に、東京局間連の意見・要望も反映させるため、東京局間連では、本年も傘下間税会から5月中旬までに意見・要望を提出していただき、税制委員会（6月17日開催）に報告しました。

税制委員会では、これらの意見・要望も参考にして、東京局間連としての意見・要望を取りまとめ、全間連に提出いたしました。

全間連の税制及び執行に関する要望書の基礎になるのは、会員の皆様の意見・要望ですので、当局間連では、今後とも、多くの会から意見・要望を提起していただくことを期待しています。

なお、令和5年度における全間連の要望書につきましては、9月15日発行の全間連会報第155号に、その全文が掲載されています。

税制及び執行並びに歳出に関する意見要望（令和5年度版）

4.6.17（金）東京局間連 税制委員会

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
(歳 出) 1 財政全般	・次の理由から、国会議員・政党に対する歳費、諸手当、助成金の見直しと大幅な削減を求める(品川)。国費/税金なのに、その用途は不透明であり、限りなく公正とは言えない。納税者に対する背任とさえ感じる。活動経費は本来自己調達資金で賄うべきではない。 ・次の理由から、行政に携わる各省庁等の職員の無駄な労務の徹底的改善を図り、効率的に業務を行うことにより行政経費を削減する(品川)。国会の縦割り行政等に振り回された非効率、無駄な業務・労務はない。明瞭で生産性の高い仕事を行うべきである。そして人と人に関する費用を削減すべきである。税金で賄う経費であることを認識して欲しい。 ・次の理由から、歳出予算の実行に当たり所管省庁は国民からの税金を使うという意識をもって公正、コストパフォーマンス等徹底的に認識して実行し、明朗に開示する(品川)。特に昨今のコロナ関連、デジタル庁の新設など、予算の実行に当たり国費(血税・借金)を使っているという意識が全くないのではないかと放漫、無責任、更に業者との癒着すら疑われるようなケースさえ露見される。行政官庁の意識、レベルの圧倒的な低さを感じる。 ・次の理由から、明らかに選挙目当ての後先を考えない、バラマキ歳出予算は無駄である。緊急必要な場合は後付けでも財源(特別税制)を担保して行うべきである(品川)。非常事態においての助成、保護等へのやむを得ない財政支出予算は必要だが、財源は何でも公債(借金)でというのは駄目である。コロナ関連での「全国一律10万円/一人、計12兆円」の国債の莫大な支出は全くの失政である。 ・行財政構造の見直し、社会保障・税の一体改革は緊急速やかに徹底して行うべきである。財政健全化を図るために先送りすべきではない。特にこのままでは費用が増え続ける社会保障制度に関しては、恒久的の制度として続けるために確固たる国家政策・理念を確立する必要がある(品川)。 ・国の借金は国民の借金であり、国の財政の健全化は国の責務である。膨大な借金を将来世代に残すことは罪である。将来の我が国(国民)は大変なことになる。借金での生活(国の運営)は緊急速やかにやめるべきである。一刻も早いプライマリーバランスの健全化を願う(品川)。 ・社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時に達成するため、無駄な公共事業の中止や議員の大幅な人員削減により歳出を削減すべきである(玉川)。 ・ICTの利活用を促進して効率的な行政組織を構築し、公務員の人件費等の行政経費を削減すべきである(玉川)。 ・次の理由から、減税し、補助金・助成金は削減すべきである(甲府)。 イ 減税し、民間に自由な発想で、資金を使えるようにする。 ロ 補助金・助成金制度は、給付するにも官僚や地方公務員の人件費が掛かり、執行する際にも経費が掛かる。そして執行者を選定する際には、利権が発生する。受給する側も申請手続や報告事務にコストが掛かる。また、申請や報告に	・エネルギーを割かれ、民間の自由な発想を阻害しており、経済成長を妨げている。 - ハ 補助金・助成金は、本当に必要なものか不明なものが多いと感じる。減税で消費や投資を刺激し、経済成長による税収アップを望む。 - ニ この30年は増税(社会保障料含む)の歴史で、増税は経済成長を阻害していることは明白である。 ・社会保障の3大支出である「年金」「医療」「福祉」は年々増加の一途を辿り、財政赤字の根源となっており、かたや少子高齢化、人口減少で収入が減少する中、支出は増加し続けているため、社会保障費への収支バランスが崩れている。このままでは社会保障の堅持が危ぶまれ、社会保障費の伸びの圧縮に主眼を向けた抜本的な改革が必要である(大月)。 ・国債などの残高を合計した国の借金が過去最高を6年連続で更新し、2021年度末で1,241兆円に達し、新型コロナウイルス対策や医療、介護など社会保障費の増加で国債発行額が増え、全体を押し上げた格好となっている(大月)。 ・政府は25年度に基礎的財政収支を黒字化する目標を掲げるものの、様々な動きが見られるなど、目標の達成は絶望的とも言える。また、目標は相変わらず高い経済成長率による税収増を前提としたものとなっているため、国や地方においても真摯に取り組むと同時に、安定的かつ持続可能な成長を前提としていくことが最も重要である(大月)。 具体的には ①地方議員も含め全ての議員定数及び議員報酬、並びに政党助成金の一層の削減を求める。 ②公務員の人員及び人件費の抑制を推し進め、地方公務員の給与は地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。	
(税 制) 1 税制一般 (1) 税制改革		(税 制) 1 税制一般 (1) 税制改革	・税収(財源) 増を図るため基幹税となった消費税に頼るのにも限界があり、次のような理由から法人税、所得税、相続税、贈与税、金融所得・一時所得に対する税への増税を目的としての累進的要因をもって増率改定(高額所得税(者)に増率改定)を検討すべきである(品川)。我が国においても所得格差が大きな社会問題となっている。公平・中立という観点から難しい点もあり、一律に是正とは言わないが、個人・企業の不均衡な金融資産の増大現象等から高所得者(社)への課税増の見直しはやむを得ないと考える。業界諸団体の意見に左右されないで、徴税の理念を確立させて欲しい。 ・新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響に考慮して、経済対策として更に税制上の措置を講ずるべきである(玉川)。 ・知力、労力が沢山ある大企業優遇に偏重した税制ではなく、もっと「スカット」した分かり易い中小企業税制を中心に据えて欲しい(甲府)。
		(2) 所得税・法人税	
		(3) 資産税・相続税	・次の理由から、事業の第三者承継を進めることができる税制措置を検討して欲しい(荒川)。 イ 現在は後継者不足により、黒字の中小企業でも経営者の高齢化により、廃業を余儀なくされ

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
	る状況が生起している。中小企業経営者が引退する際、廃業ではなく、第三者承継の可能性を選択できるように、株式や事業用資産を譲渡する場合の譲渡益課税の軽減措置等、事業を譲り渡す者が不利益と感じないような措置が必要である。 □ 従業員が継承する場合は、株式買取り資金に係る引当金を損金算入可能とする措置や、後継者が会社から受け取った株式買取り資金に対する所得税の軽減措置も必要であり、このような税制措置を検討して貰いたい。 ・事業承継税制について、欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が必要である。(甲府)		ある(荒川)。 イ 適格請求書等保存方式が導入されれば、実質的に1年間の課税売上高が1,000万円以下の「免税事業者」が免税事業者としての権利を失い、経理・納税方法の変更による事務負担の増加を強いるとともに、事務負担等の理由から「適格請求書」の登録申請が出来ない免税事業者は取引から排除される恐れがある。 □ 我が国では青色申告制度が普及しており、消費税制度も帳簿を基本とした「帳簿及び請求書等保存方式」が定着していることから、「区分記載請求書等保存方式」で十分に対応可能と思われる。また、コロナ禍、電子化も進んでいることから、電子帳簿・電子申告の促進で対応することも含め、慎重に検討すべきである。 ・インボイス制度導入は、免税事業者、法人120万社、個人350万人に影響する。導入による増加税額は、3000億円と見込まれている。次のような影響が生ずることから、現行の「区分記載請求書等保存方式」を継続適用するか、「適格請求書等保存方式」を見直すとともに、導入時期を延期すべきである(東村山)。 イ 免税事業者は適格請求書等を発行できないため、消費税取引から排除や不当な値下げを強いられる恐れがある。課税事業者を選択する余地はあるものの、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業に追い込まれる事業者が増えることに留意すべきである。 □ 対消費者取引を行う免税事業者と課税事業者を選択する免税事業者が顕在化し、取引形態の違いにより、免税点制度の公平性が保たれないという問題が生ずる。 ハ 会費等と同業者団体、組合等が構成員に対して行う役務提供等との間に明白な対価関係があるものは、課税仕入れとして扱われるが、これらの団体が課税事業者で登録番号を取得した者かどうか確認が必要となる(日常の活動の中での影響)。例えば、受益者負担としている研修旅行、賀詞交歓会、総会等の意見交換会費、名刺広告料など。 二 取引の都度、適格請求書等の有無の確認が必要となり、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直すべきである(登録番号の有無の確認、仕訳処理の煩雑化など経理処理が更に面倒になる)。 ホ 起業したいが、2年間の免税事業者の期間が使えない。また、基準期間における課税売上高が免税点以下となっても、適格請求書発行事業者の登録を取り消さなければ免税事業者となれない点など、登録制度についても再検討を望む。 ヘ 消費税の納付税額を適切にするため、登録番号のある取引先を選択して取引を行うという動きになる。 ト 企業等は記載項目追加のため、使用している請求書の様式の見直し、ソフトの修正の必要がある。 チ 零細な、例えばシルバー人材センター登録者や農事組合構成員などに、課税事業者選択、簡易課税、帳簿の作成、申告書の作成を選択肢させることとなるが、税法の簡易で広く薄く課税するとの考え方はどこにいったのだろう。500万の免税事業者が生活上の影響を受けることとなるが、増税見込み額は3,000億円。トヨタ自動車の消費税還付額よりも小さいのである。 リ 免税事業者は、現在、消費税分を受領しているのだから「払え」というのは、誠に乱暴な話である。 ・インボイス制度の導入については、その導入の是非、時期について様々な意見があるが、導入が避けて通れないことを想定すると、個人事業主への啓発活動は着実に実施する必要がある(武蔵野)。 ・インボイス制度の導入で大きな影響を被る零細、個人事業主への救済措置、啓発活動は避けては通れないと考える。特に若い世代は社会経済成長の原動力であり、デジタル世代のためインボイス導入に必要なデジタル環境への障壁は高くない。若者が働く意欲を損なわない税制とした上で、その必要性、メリット・デメリットの啓発活動が重要と考える(武蔵野)。 ・インボイス制度が導入されると免税事業者からの仕入れ等に仕入税額控除を受けることができなくなるため、課税事業者はこのような不利益を避けるため免税事業者との取引を控えることとなる。今後、多くの小規模事業者が取引先を失
(4) 国際課税	・経済社会のグローバル化に伴い、大企業のみならず中小企業や個人の富裕層においても、国際的租税回避スキーム等を利用した様々な租税回避行為が行われ、払うべき税を払わない事例が増えていることから、現行の国内法及び租税条約を見直し、我が国の正当な課税権を確保することが急務である(玉川)。		
(5) その他	・次の理由から、固定資産税(償却資産税)の見直しを求める(東村山)。 償却資産税の課税標準は、償却残高5%を下限としているが、法人税等の償却と同じ1円まで、或いは1円となった場合には非課税とする措置とすべきである。例えば、1億円の取得資産は、除却等しない限り、償却期間経過後も500万円に対して課税され続けることとなっている。		
2 消費税に関する事項			
(1) 消費税の税率水準	・人口減、高齢化が加速する中で、消費税はとても素晴らしい徴求方法である。緩いインフレ率とそれを上回る所得の増加率を達成出来るのであれば、別枠で目的税化して20%程度に引き上げることが必要かとも考える(甲府)。 ・打出の小槌の消費税が基幹税になってしまったことを受けて、ロシアとの共同開発プロジェクトに代表されるような、安易な銭失いは許されるべきではない。消費税のアップは余程慎重にして貰いたいとともに、消費税の用途について国民に分かり易く伝えるべきである(甲府)。		
(2) 税率構造	・税の原則の簡便・公平の観点から、軽減税率を撤廃し単一税率にすべきである。単一税率にすることに問題は少ない。「悪しきは改める」である(品川)。 ・軽減税率8%と普通税率10%の二種類あることで、事務作業(請求書・領収書等)が煩雑であり、インボイス制度の適用で更に複雑になると思う(某業種部会)。 ・軽減税率の適用については、公平、中立、簡素の観点から様々な弊害がある。特に、消費者が様々な疑問を抱き、環境対応、新種のウイルス対応等、国の歳出の増加要因が増えている中、標準税率の更なる引上げにも対応し難い状況となっている。速やかに見直す必要がある(荒川)。 ・軽減税率制度は、経費精算が非常に煩雑になってしまい大変迷惑しているので、是非、廃止し、消費税の税率は単一とすべきである(甲府)。		
(3) 低所得者対策			
(4) 非課税取引の範囲	・次の理由から「非課税取引の範囲」を見直すべきである(東村山)。 イ 消費税の制度は可能な限り、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。 □ 非課税取引には「税の性格から課税対象に馴染まないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があり、後者については課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできる限り平易にするべきである。		
(5) 仕入税額控除制度(インボイス制度)	・次の理由から、適格請求書等保存方式の導入を見送り、現行方式を継続適用すべきである(品川)。 色んなケースが想定され、事務処理の煩雑さから、相当な混乱が生じる。また、システム導入等のコストもかかる。駄目な制度を導入するための助成制度等無駄である。多くの免税業者への対応の問題も出てくる。そもそもインボイス制度は、我が国の国情にそぐわないのではないかと。 ・次の理由から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)は廃止を含め、慎重に検討すべきで		

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
	- い廃業に追い込まれることが推察される。これは悪税ではないか（銚子）。 - 売上高が1,000万円に満たない商店に変更手続を行えば済むことと思う。ワザワザ複雑な方式にしていると思う。法人番号があるので、それを有効に使用すべきである。理事の意見を纏めると、コロナで売上げがないところに複雑な事務は堪忍して下さいとのことである（木更津）。 - 免税事業者が取引から排除される可能性があるインボイス制度の導入には反対である（甲府）。 - インボイス制度は、全ての事業者に対して経理・納税方式の変更を強いられるものであると同時に、免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれがある。敢えて課税事業者になることを選択することが考えられるが、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性もある（甲府）。 - 長年にわたり帳簿及び請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着しており、インボイス制度の導入に当たっては、十分な期間を設け、廃止を含め慎重に検討すべきである。（大月）		- 天然ガス自動車と同様になるように、LPガス自動車（バイフューエル車を含む）に係る ①自動車取得税に代わる環境性能割の非課税措置（地方税） ②自動車重量税の免税措置（国税） ③自動車税の軽減措置（地方税） を要望する。（石油ガス部会）
(6) 免税事業者制度	基準期間の課税売上高が一定額以下の場合、申告不要とする制度を導入する（甲府）。	(2) 印紙税	本来が論理性に欠ける税であり、意味不明の複雑さを持つ税である。また、経済活動の変化も踏まえ、公正、簡素の見地から廃止すべきである（品川）。
(7) 簡易課税制度	課税期間の課税売上高により簡易課税制度の適用判定をする（甲府）。	(執行関係)	- 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の負担軽減のため、税務調査を控えるべきである（玉川）。 - 税への理解、納税の意識を広く浸透させるためにも、税の必要性、税の使途を積極的に国民に対し広報していく必要がある（玉川）。
(8) 輸出品販売場における免税制度	免税購入品の確認と判断が免税店に委ねられており、免税手続の更なる簡素化と免税店の税務リスク軽減に繋がるような措置を行うべきである。また、更新制の導入等により、許可された免税店の適正管理が行われ、分かり易い制度運用に繋がるような措置を行うべきである（全国免税店協会）。	1 執行・広報体制	
(9) その他	- 平成22年度税制改正法により新設された旧3年縛りの制度については、平成28年度税制改正における「高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例」の創設により、その役目を終えたことから廃止すべきである（東村山）。 - 消費税のように一律に網を掛ける間接税よりも、税収はあがらないが、個別の間接税の方が優れた税金であると感じる（甲府）。 - 全ての選択適用申請期限を課税期間に係る申告期限までにする（甲府）。	2 租税教育	租税推進協議会による租税教室の実施や、税の標語・税の作文など関連団体の協力により学校教育の中に確実に浸透してきている。少子高齢化時代における税収確保の観点からも、引き続き、租税教育を学校教育のカリキュラムに積極的に導入していくべきである（玉川）。
3 個別消費税		3 滞納防止	- 次の理由から、消費税の滞納未然防止対策及び滞納額の早期解消・整理取組強化の徹底を要望する（大月）。 - イ 国の税金の中で滞納している税金は、消費税が額・率ともに最も高い割合となっている。滞納になる原因は色々あるとしても、消費者から預かった消費税が国庫に納められずに流用されてしまっているという状況は許し難いものである。 - ロ 新型コロナウイルスの影響による納税特例猶予制度の適用により、滞納額自体は減少にあるものの、今後は景気低迷による倒産等が予想されることから、滞納が増える恐れがあるという指摘もある。滞納を看過することは消費税に対する国民の信頼を損なうことになりかねず、消費税滞納への対策強化を講じて欲しい。
(1) 石油関係諸税	- 二重課税の問題もあるが、経済状況、生活必需品であること等を踏まえ、消費税を課税するなら関連諸税を見直し、大幅に下げるべきである（品川）。 - 石油関連諸税、酒税等従量税適用のものは、Tax onTaxとなっているので、廃止すべきである（東村山）。 - 次のような理由から、揮発油税及び軽油引取税の暫定税率は即時廃止するとともに、揮発油税への二重課税を直ちに解消すべきである（甲府）。 - イ 揮発油税は道路の建設や修理工事を目的とするために使用される目的税として徐々に税率が引き上げられ、1993年にはガソリン1ℓ当たり本則税率28.7円に25.1円を加えた53.8円の暫定税率が続いている。 - ロ 本来、時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたっており、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われているのが現状である。 - ハ 消費税が導入されて以降は、揮発油税に消費税/5.4円が課せられている。また、同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1ℓ当たり32.1円が課せられている。 - 二 近年の原油価格高騰は、国民生活や経済活動に影響を及ぼし、政府は石油元売り各社に「ガソリン補助金」を支給することで、ガソリン価格を維持する政策を執っているが、クルマの利用者からは「税金を原資に石油元売り各社に補助金を出すくらいなら、ガソリンに掛かっている税金そのものを減税して欲しい」という声がある。 - 自動車用燃料の天然ガスに対する石油ガス税は無税となっていることや、タックスオンタックスの是正の観点から、自動車燃料用のLPガスに課税されている石油ガス税を廃止すべきである。（石油ガス部会/一般社団法人東京都LPガススタンド協会。以下同じ）	4 総額表示制度	- 次の理由から、税込小売価格表示を徹底すべきである（荒川）。 - 原則、税込小売価格表示とすべきところ、スーパーマーケット等の小売店においては、税抜価格のみの表示、税抜価格と税込価格の二重表示（税抜価格の方が大きく表示されている）等が散見され、消費者に誤解を与えている。行政として、徹底するようしっかりと指導すべきである。 - 消費者保護の観点から、総額表示（税込）を徹底すべきと思うが、次の理由から、事業者が納税管理を適切に実施している証として総額表示（税抜）も併記することが望ましい（武蔵野）。 - イ 消費者の商品購買時の重要な判断要素は、価格すなわち総額表示（税込）である。 - ロ 事業者については、値付け時に税額を適切に計算していることを伝える証として総額表示（税抜）を併記することで両者への公平さを保つことができる。 - ハ 子供の時から商品の価格には税込と税抜があり、その差が消費税であるということを視覚的に納税教育することも大切である。 - 二 総額表示（税込）徹底の行政指導はコストも考慮し、不特定多数を対象にした事業者、人口密度の高い地域から始めるのが望ましい。
		(マイナンバー制度)	- 次の理由から、マイナンバー制度の多用途化及び速やかに積極的・具体的に普及拡大させるべきである（品川）。 - 行政の中に反対勢力が存在するのではと思える程、用途、機能との拡大、普及が進まなかった。公平・公正の観点から「アメとムチ」を用いても全国的に普及させるべきである。その結果、行政業務等が圧倒的に公平・効率化することは間違いない。 - 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進により納税者の負担を軽減し、電子行政を推進すべきである（玉川）。 - 個人情報の漏洩やプライバシー保護等に配慮しながら、マイナンバー制度を運用し、より一層の普及拡大に取り組むべきである（玉川）。 - 国税関連の情報通信システムは社会インフラの基盤となっており、その安定運用と信頼性確保に一層取り組んで欲しい（武蔵野）。

令和3年度 租税滞納状況

東京局間連は、全間連の方針を踏まえ、「消費税完納運動」を推進しています。

令和3年度の消費税を含めた租税滞納状況については、国税庁及び東京国税局より8月に発表がありました。

これらの発表によりますと、令和3年度の消費税の新規発生滞納額は、全国では前年度対比で115.7%と15.7ポイント増加しましたが、東京国税局管内は90.9%と△9.1ポイントとなり3年ぶりに減少しました。

また、消費税の滞納整理中のものの額（滞納残高）についても、前年度に比べて、全国では109.4%増加しましたが、東京国税局管内で96.1%と減少しました。

しかし、全税目中に占める消費税の割合を見ますと、新規発生滞納額は、全国で53.1%、東京国税局管内で45.8%と前年を少し下回ったものの、相変わらず高い水準にあり、今後においても消費税の期限内納付運動に積極的に取り組む必要があります。

東京国税局管内の租税滞納状況を、全国の状況と比較しますと、次のようになっています。

(単位・・・金額：億円、前年度対比：%)

1 消費税の滞納状況

(1) 新規発生滞納額

区分 年度	東京国税局		全 国	
	金額	前年度対比	金額	前年度対比
令和元	1,228	101.7	3,202	91.0
令和2	1,594	129.8	3,456	107.9
令和3	1,449	90.9	3,997	115.7

(2) 整理済額

区分 年度	東京国税局		全 国	
	金額	前年度対比	金額	前年度対比
令和元	2,547	98.1	6,091	92.9
令和2	2,599	102.0	5,184	85.1
令和3	3,182	122.4	6,956	134.2

(2) 整理済額

区分 年度	東京国税局		全 国	
	金額	前年度対比	金額	前年度対比
令和元	1,244	99.3	3,438	94.3
令和2	1,366	109.8	2,879	83.7
令和3	1,517	111.1	3,692	128.2

(3) 滞納整理中のものの額

区分 年度	東京国税局		全 国	
	金額	前年度対比	金額	前年度対比
令和元	4,457	96.4	7,554	93.1
令和2	4,737	106.3	8,286	109.7
令和3	4,719	99.6	8,857	106.9

(3) 滞納整理中のものの額

区分 年度	東京国税局		全 国	
	金額	前年度対比	金額	前年度対比
令和元	1,526	99.0	2,668	91.9
令和2	1,754	114.9	3,245	121.6
令和3	1,685	96.1	3,551	109.4

3 全税目中に占める消費税の割合

(東京国税局/全国：%)

区分 年度	東京国税局			全 国		
	新規発生	整理済額	整理中	新規発生	整理済額	整理中
令和元	51.5	48.8	34.2	57.9	56.4	35.3
令和2	55.4	52.6	37.0	58.4	55.5	39.2
令和3	45.8	47.7	35.7	53.1	53.1	40.1

2 全税目の滞納状況

(1) 新規発生滞納額

区分 年度	東京国税局		全 国	
	金額	前年度対比	金額	前年度対比
令和元	2,381	100.5	5,528	90.0
令和2	2,878	120.9	5,916	107.0
令和3	3,165	110.0	7,527	127.2

4 全国に占める東京国税局の割合

(全税目/消費税：%)

区分 年度	全 税 目			消 費 税		
	新規発生	整理済額	整理中	新規発生	整理済額	整理中
令和元	43.1	41.8	59	38.4	36.2	57.2
令和2	48.6	50.1	57.2	46.1	47.4	54.1
令和3	42.0	45.7	53.3	36.3	41.1	47.5

「税の標語」の表彰等について

局間連の「税の標語」の募集は、平成6年度から実施し、平成15年から一般財団法人大蔵財務協会より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、昨年9月10日募集期限として第29回目の募集を行いました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、全間連は前年度（373,115点）より105,091点多い478,206点の応募となりました。

この内、東京局間連の応募点数は、昨年度より56,163点増加し、182,540点の応募となっています。

この東京局間連の「税の標語」の応募点数を都県別に見ますと、次のようになっています。

「税の標語」の応募状況

区分	令和3年度		令和2年度	
	応募点数	構成比	応募点数	構成比
	点	%	点	%
東京	111,791	61.2	76,365	60.5
神奈川	22,665	12.4	22,501	17.8
千葉	41,040	22.5	20,763	16.4
山梨	7,044	3.9	6,686	5.3
計	182,540	100	126,315	100
全間連	478,206	(38.2)	373,115	(33.9)

(注)「全間連」欄の構成比（ ）内の数値は、全間連の応募点数の中に占める当局間連の応募点数の構成比である。

本年の「税の標語」の応募期限は例年どおり9月10日で変更はありません。

平成30年2月から「国税庁の後援名義の使用許可」をいただいていることから、募集の依頼文書には、「国税庁のご支援をいただいている事業である」旨も、必ず、明記するようにしてください。

「税の標語」の募集活動は、中学校等に働きかけ、夏休みの課題等として、学校ぐるみで応募するところが多いのですが、その際に、この「税の標語」の募集活動は、国税庁の後援の下に実施している旨を説明することにより、効果的な応募活動ができるものと期待しています。

「税の標語」につきましては、優秀作品の表彰などの制度がありますが、その内容は次のようになっています。

(1) 優秀作品の表彰

「税の標語」につきましては、優秀作品としまして、全間連で300点、東京局間連で150点を優秀作品として選考し、副賞（図書カード）をつけて表彰しています。

① 全間連の表彰

最優秀作品	1点	(10,000円)
優秀作品	4点	(5,000円)

佳作 10点 (3,000円)

入選 285点 (1,000円)

② 東京局間連の表彰

最優秀作品 1点 (10,000円)

優秀作品 4点 (5,000円)

佳作 10点 (3,000円)

入選 135点 (1,000円)

このほか、間税会により、間税会会長賞、税務署長賞、県知事賞、市区町村長賞などの表彰をしているところも多く見受けられます。

(2) 募集数の多い間税会の表彰

全間連では、23年度から、①応募数の多い間税会上位5会と、②応募数を大幅に伸ばした間税会5会を、表彰することといたしました。

この表彰は、例年全間連の総会の際で行われますが、作年の四国大会は中止になりました。

表彰されます当連合会傘下の間税会は、次のとおりです。

なお、①の表彰と②の表彰はダブらないこととし、また、①の表彰は1回限りとしている。

① 応募数の多い間税会

本所 間税会 (応募点数 3,949点)

② 応募数を大幅に伸ばした間税会

松戸 間税会 (増加点数 4,332点)

千葉西 間税会 (増加点数 3,174点)

(3) 活性化等推進費の支給

「税の標語」を100点以上募集をした間税会には、全間連から活性化等推進費として報奨金が支給されます。

支給基準

100～1,000点未満	1万円
1,000～3,000点未満	2
3,000～5,000点未満	3
5,000点以上	4

なお、昨年、この報奨金の支給対象となった当連合会傘下の間税会は、次のとおりです。

令和3年度の活性化推進費の支給対象

間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)
麴 町	1,061	2	新 宿	553	1	武 蔵 野	1,142	2	小 田 原	1,011	2
神 田	959	1	杉 並	1,167	2	武蔵府中	1,912	2	小 計	22,665	29
日 本 橋	359	1	荻 窪	2,697	2	小 計	111,769	93	千 葉 東	2,307	2
京 橋	703	1	練 馬 東	5,346	4	横 浜 中	439	1	千 葉 西	5,465	4
芝	1,294	2	練 馬 西	3,238	3	横 浜 南	1,728	2	千 葉 南	1,271	2
麻 布	1,918	2	豊 島	2,174	2	保土ヶ谷	731	1	成 田	5,494	4
小 石 川	5,065	4	荒 川	3,852	3	戸 塚	468	1	松 戸	4,451	3
本 郷	2,815	2	足 立	934	1	神奈川・港北	1,805	2	市 川	518	1
上 野	2,222	2	西 新 井	1,091	2	緑	2,808	2	船 橋	6,717	4
浅 草	1,053	2	本 所	3,949	3	鶴 見	320	1	佐 原	2,166	2
品 川	2,190	2	向 島	1,251	2	川 崎 南	1,167	2	銚 子	925	1
荏 原	1,622	2	葛 飾	3,663	3	川 崎 北	2,002	2	東 金	2,151	2
大 森	1,272	2	江戸川南	867	1	川 崎 西	1,542	2	茂 原	2,637	2
雪 谷	707	1	江 東 西	1,223	2	横 須 賀	1,221	2	木 更 津	6,440	4
蒲 田	573	1	青 梅	2,313	2	鎌 倉	550	1	館 山	458	1
世 田 谷	3,056	3	八 王 子	6,985	4	藤 沢	2,227	2	小 計	41,000	32
北 沢	4,875	3	日 野	3,723	3	平 塚	1,774	2	甲 府	6,884	4
玉 川	2,171	2	町 田	2,169	2	厚 木	210	1	大 月	160	1
目 黒	1,999	2	立 川	10,065	4	大 和	1,890	2	小 計	7,044	5
渋 谷	1,424	2	東 村 山	14,117	4	相 模 原	772	1	75 (77)	182,478	159

() 内の数字は応募間税会数である

東京局間連の主な動き

(4.1.15 ~ 4.9.2)

1月15日(土)	局間連会報第75号発行		5月25日(水)	正副会長・専門委員長合同会議	日本橋
1月24日(月)	全管単位間税会正副会長・青年部長・女性部長合同会議(中止)	芝公園		常任理事会	
1月28日(金)	税制委員会(中止)	事務局	6月9日(木)	山梨県連総会(懇親会なし)	甲府
4月13日(水)	女性部研修会	日本橋	6月13日(月)	第44回青年部・第41回女性部通常総会	
4月14日(木)	青年部研修会	日本橋		第49回通常総会	芝公園
5月10日(火)	財務委員会	事務局	6月17日(金)	税制委員会	事務局
5月11日(水)	会務運営委員会	事務局	6月24日(金)	千葉県連総会	千葉
5月12日(木)	広報委員会	事務局	6月27日(月)	神奈川県連総会	横浜
5月13日(金)	総務委員会	事務局	8月3日(水)	正副会長・専門委員長合同会議	日本橋
5月16日(月)	女性部役員会	四谷		常任理事会	
5月19日(木)	企画会議	事務局	9月2日(金)	東京国税局幹部(局長出席)と正副会長との意見交換会	国税局
5月23日(月)	青年部役員会	四谷			

青年部・女性部インタビュー



西東京地区連
青年部長

櫻井 大 記

Q：本日はお忙しい中、ありがとうございます。

まず、始めにご挨拶をお願いいたします。

A：西東京地区青年部長を拝命しております櫻井大記（さくらいたかよし）でございます。

若輩者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

Q：西東京地区連青年部の活動状況と今後の活動への取り組みをお聞かせください。

A：元地区連の故河西会長が女性部長として西東京地区でご活躍され、その後、東村山間税会の女性部長名取様の下で何とか青年部は存在して参りました。コロナ禍で2年間活動は出来ませんでしたがコロナが落ち着いてきておりますので、東村山、日野、武蔵野と連携をし、税務知識の習得と普及、そして円滑な税務運営への協力を図ってまいりたいと存じております。皆様ご協力を宜しくお願い

申し上げます。

Q：武蔵野間税会（青年部）の活動状況と今後の活動への取り組みをお聞かせください。

A：この2年間はコロナ禍ということで総会をはじめ活動はほとんどできない状況でした。当会ではこれから平相談役、荒井会長の下で、税の標語では武蔵野税務署管内の藤村女子中学高等学校、大成高等学校など広く募集を募るとともに、大森女性部長が定期的に租税教室を開催しており、これに協力してまいります。また令和5年10月1日に導入されるインボイス制度等の周知にも取り組んでまいります。

Q：最後に本会への要望をお聞かせください。

A：物品税のころから父は間税会で活動して参りました。私も間税会の活動に従事し地域の皆様と共に活動して参ります。

これからは他の青年部の大先輩方とイベント、見学会など積極的に参加し交流を深めてまいります。

また本部の皆様、女性部の皆様と共に間税会を盛り上げて参りたいと存じておりますので、今後共宜しく願い申し上げます。



千葉県間税会連合会
女性部長

高 梨 園 子

Q：本日はお忙しい中、ありがとうございます。

まず、始めにご挨拶をお願いいたします。

A：千葉県間税会連合会女性部長を仰せつかっております高梨園子です。どうぞよろしくお願いいたします。

Q：千葉県間連女性部の活動状況と今後の活動への取り組みをお聞かせください。

A：コロナ禍により、県間連の各種事業に併せ、なかなか事業展開が叶いませんでした。しかし親会のご支援のお陰で、漸く今年度は歌舞伎座観劇事業を7月24日に予約できましたが、感染急拡大により、中止を余儀なくされました。再度、感染状況を見ながら挑戦する所存です。

今後の取り組みとしては、県内では2単会の女性部長が空席となっていることから、全単会の女性部長が決まるよう切望しますとともに、皆さんと共に知恵を出し合い、ウイズコロナにおいても今後可能な活動へ繋げて参りたく存じます。

Q：千葉東間税会女性部の活動状況と今後の活動への取り組みをお聞かせください。

A：長い間、当女性部と千葉商工会議所女性会は、合同講演会を連年開催致して参りましたところ、3年前より千葉市女性団体連絡会も加わり、3団体合同講演会を実施しております。

コロナ禍の一昨年は、万全な感染防止対策の下、2部構成で次のとおり会議所ホールにて開催しました。

第1部は、千葉市副市長の川口真友美氏による「新型コロナウイルス感染症にかかる市の取組み」、「市政100周年について～百の歴史を千の未来へ～」で、

第2部は、千葉東税務署総務担当副署長の新福正彦氏による「ワインについて」をご講演いただきました。

また、昨年度の1部は、千葉市情報経営部長の安部浩成氏による「行政手続きにかかる時間をお返しします！～行政デジタル化への展望」

第2部は、千葉東税務署法人担当副署長による「大人の間接税」をテーマに間接税の重要性について、更なる理解を深めさせていただきました。

今後の活動への取り組みについては、ウイズコロナの時代だからこそ可能な税関連支援事業を、千葉市内女性3団体で共通課題を話し合い、学びの場から、次のステップへ進展できるよう進めて参りたいです。

「随想」が
届きました

インボイス研修会にて・・・

神奈川県間税会連合会女性部会長

中込 清美

朝、家を出るときは小雨。

横浜駅から東海道線で一路湯河原に・・・1時間15分程で到着。

その日1日は雨の予報でしたが、湯河原の駅に降りた時は思いがけなく雨は上がっていました。旅館にバスで向かおうかと思いましたが時間が合わず、タクシーで乗り合わせて行くことにしました。

今回は神奈川旅行割引クーポンを利用して、山翠楼という旅館を選ばせていただきました。

高級旅館のため普段はなかなか・・・と思っていましたが、クーポンを利用したので参加しやすかったと思います。

インボイスの講師を国税局の方に依頼しようと思いましたが、研修会の日がちが5月21日の土曜日を選択した為、官庁関係はお休みで無理と分かっていましたので、横浜南間税会の山岸幹夫会長に多忙と承知の上で講師の依頼をしたところ、会の趣旨を理解し快く受けてくださいました。

前県間連の会長の新井敏二郎さんが横浜南間税会の会長でしたが、退任、山岸幹夫会長が後任に指名され現在に至っていますが、山岸会長は職業が税理士さんなので、今回インボイス研修会の講師としてお迎えする運びとなりました。

早速午後3時から会議が開催され、最初に私、中込が局の状況等を説明、また局からの今後の予定を皆様に報告。

今回研修会に参加下さった単会は、横浜南間税会・大和間税会・鶴見間税会・戸塚間税会・緑間税会の女性会員約30名。

令和元年10月から今までの区分記載請求書等保存方式に変わって令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される事になりますが、インボイスは軽減税率の対象となる請求書と領収書も登録番号が入るようになりますし、消費税額の計算が厳格になり不正防止が無くなる点も考えられます。

買い手は適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となり、免税事業者は適格請求書を交付出来ないと言う事なので、免税業者からの仕入れは仕入れ額控除は出来ないとなると、売り手、買い手でインボイス申請が必要です。登録番号を取ってない場合は消費税の控除が出来ない事を学ばせて頂きましたし、間税会に入会していたからこそインボイス制度の意味が理解できました。尚、免税事業者が課税事業者を選択するかどうかは良く検討してくださいとの事でした。講師の山岸会長がわかりやすく講義してくださいましたので、居眠りする会員もおらず皆さん真剣に受講され、会員の交流もでき目的達成!!今回の旅行は旅行会社を経営なさっている横浜南間税会の竹清千江子さんに企画していただいたおかげで、割引クーポンも利用でき、充実した内容でした。また、山岸先生ご苦労様でした。



本号の発刊に当たって、次の役員の方々に協賛していただきました。(敬称略)

会 長 片岡 直公

副 会 長 関口 雅章

副 会 長 片岡 由文

副 会 長 河村 守康

副 会 長 沼生 智

副 会 長 栗原 正雄

副 会 長 平 和明

副 会 長 加藤 憲一

副 会 長 藤本 秀明

副 会 長 竹林 克夫

副 会 長 上原 重樹

常務理事 大西 晴之

常務理事 藤崎 幸雄

常務理事 小泉 克雄

常務理事 内山 弘通

常務理事 渡辺 昭夫

常務理事 小能 大介

常務理事 関根金一郎

常務理事 大塚 繁夫

ご協賛ありがとうございました。

東京国税局間税会連合会 役員名簿

(令和4年6月13日補選)

役 職	所 属	氏 名
会 長	会 長 代 行	片岡直公
副 会 長	会 長 代 行	關口雅由
"	"	片岡由守
"	"	河沼生原
"	"	栗原正和
"	"	平藤憲一
"	"	加藤秀克
"	"	藤本林重
"	"	菅野信三
"	"	矢島幹能
"	"	山田英一
"	"	阿部宗吉
専務理事	専務理事	吉田一宗
常務理事	常務理事	大西晴之
"	"	藤崎幸智
"	"	沼生克雄
"	"	小泉秀明
"	"	藤本弘通
"	"	内山昭夫
"	"	渡辺能一郎
"	"	小関大金
"	"	大塚繁夫
常任理事	常任理事	龜山実
"	"	園部弘
"	"	井上裕之
"	"	穴戸啓昭
"	"	千脇広久
"	"	五十嵐良夫

役 職	所 属	氏 名
常任理事	東京都間連	萩原利光
"	"	鈴木美津惠
"	"	根本弘三一
"	"	片桐俊男
"	"	小泉公男
"	"	澤子洋子
"	"	中名三貴子
"	"	取川勝仁
"	"	六山岸夫
"	"	遠藤正昇
"	"	小村武進
"	"	菅原章治
"	"	海老原勝昭
"	"	萩塚福二
"	"	塚本直之
"	"	浮谷和康
"	"	本橋林静
"	"	小武川茂
"	"	一瀬彰功
"	"	野口美彦
"	"	武佐本雅昌
"	"	宇田大由
"	"	字谷川宏
"	"	大藤弘一
"	"	加田孝司
"	"	芝田洋典
"	"	齋清水弘
"	"	清澤典弘
"	"	金井典弘
"	"	荒井典弘
"	"	前島典弘
"	"	鈴木久
"	"	渡邊力
"	"	白川よし子

青年部役員名簿

役 職	所 属	氏 名
部 長	神奈川・横浜南	齋田孝司
副 部 長	中 央・上野	下村善廣
"	中 央・京橋	宮坂佳治
"	中 央・荏原	古屋博徳
"	城 南・品川	小林真智郎
"	城 西・新宿	小森田應学
"	城 東・王子	森羽重三
"	城 東・葛飾	中山隆記
"	西東京・武蔵野	櫻井大弘
"	西東京・日野	倉林弘明
"	神奈川・相模原	安達林樹
"	千 葉・館山	小澤康男
"	山 梨・甲府	大吉晃光
"	石 油・ガ	久西貴昇
"	中 央・麻布	久西貴昇
"	中 央・王子	久西貴昇
"	中 央・上野	久西貴昇
"	中 央・板橋	久西貴昇

女性部役員名簿

役 職	所 属	氏 名
部 長	城 東・西新井	清水洋子
副 部 長	中 央・麴町	吉田輝子
"	中 央・麻布	池田由紀子
"	城 南・荏原	池沼悦子
"	城 西・練馬	永田房子
"	城 西・荏原	山下民子
"	城 東・王子	山口千絵子
"	西東京・東村山	名取三貴子
"	西東京・立川	朝倉さく
"	神奈川・緑	中込清美
"	千 葉・千葉東	高梨園子
"	千 葉・木更津	梶義子
"	山 梨・甲府	東條初恵
"	中 央・神田	石澤順子
"	中 央・小石川	渡邊美代子
"	中 央・芝	白川よし子

◆◆◆東京国税局間税会連合会傘下間税会役員名簿◆◆◆

令和4年7月27日現在

団 体 名	会 長	青年部長	女性部長
東京国税局間税会連合会	片岡 直公	齋田 孝司	清水 洋子
東京都間税会連合会	河村 守康	萩原 利光	清水 洋子
中 央 地 区 連	沼生 智	下村 善廣	吉田 輝子
一般社団法人麹町間税会	酒井 富雄	-	吉田 輝子
神 田 間 税 会	石澤長一郎	中 肇	石澤 順子
日 本 橋 間 税 会	山本徳治郎	江波 和夫	原 由美子
京 橋 間 税 会	佐川 良二	宮坂 佳治	落合乃舞子
芝 間 税 会	河村 守康	近藤 久夫	清原由紀子
麻 布 間 税 会	沼生 智	浅野 正義	池田由紀子
小 石 川 間 税 会	堀野 博之	中村 哲也	渡邊美代子
本 郷 間 税 会	圓城寺光男	高橋 義徳	小能 祐子
上 野 間 税 会	亀山 実	下村 善廣	坂巻とし子
浅 草 間 税 会	園部 容弘	伊石 佳高	坪田美智子
城 南 地 区 連	大塚 繁夫	古屋 博徳	池沼 悦子
品 川 間 税 会	井上 裕之	小林真智郎	山下智栄子
荏 原 間 税 会	小林 孝雄	古屋 博徳	池沼 悦子
大 森 間 税 会	小宮山宜克	林 武宏	藤原弥寿子
雪 谷 間 税 会	黒坂 浩	鈴木 善彦	荒川 節子
蒲 田 間 税 会	荻野 高司	河田 憲三	-
世 田 谷 間 税 会	齋藤 久代	村山 栄治	水上芙佐子
北 沢 間 税 会	矢戸 啓昭	小野 和眞	丸山恵美子
玉 川 間 税 会	大塚 繁夫	渡辺 啓介	松浦富士子
目 黒 間 税 会	川邊俊太郎	-	-
澁 谷 間 税 会	千脇 広久	篠崎 隆利	高橋 栄子
城 西 地 区 連	五十嵐良夫	森田 應学	永田 房子
四 谷 間 税 会	町井 裕	佐々 博昭	松本 清美
新 宿 間 税 会	大家 章嘉	森田 應学	松尾 早苗
中 野 間 税 会	福永 俊明	高村 伸彦	三輪喜久子
杉 並 間 税 会	高柳 信男	本田 雄治	中島 紗代
荻 窪 間 税 会	井口 一与	-	山下 民子
板 橋 間 税 会	萩原 利光	増渕 千人	船橋 昌子
練 馬 東 間 税 会	峯岸 芳幸	永田 泰造	永田 房子
練 馬 西 間 税 会	鈴木美津恵	山下 嘉正	横山 龍子
豊 島 間 税 会	稲垣 一	-	-
城 東 地 区 連	栗原 正雄	杉山 隆嘉	山口千絵子
王 子 間 税 会	片桐 俊一	羽重 遼三	山口千絵子
荒 川 間 税 会	栗原 正雄	平岩 隆宏	明城ミヨ子
足 立 間 税 会	齋賀 正信	田中 慎也	牛島 珠美
NPO法人西新井間税会	隈元千代子	津田 啓喜	田中 恵
本 所 間 税 会	関根 好恵	松元 徹	大澤 悦子
向 島 間 税 会	小菅 崇行	-	-
葛 飾 間 税 会	瀧澤 一郎	中山 隆	千葉 道恵
江戸川北 間 税 会	黒沼 成身	市丸 庸夫	加藤美枝子
江戸川南 間 税 会	森田 知行	田中 龍介	荒井 香名
江 東 西 間 税 会	杉山 隆嘉	杉山 隆嘉	山本晴留巳
江 東 東 間 税 会	菅野 潔	-	-
西 東 京 地 区 連	中澤 洋	櫻井 大記	名取三貴子

団 体 名	会 長	青年部長	女性部長
青 梅 間 税 会	田村 実	井草 誠	-
八 王 子 間 税 会	伊奈 稔	-	伊藤由貴乃
日 野 間 税 会	中澤 洋	倉林 弘明	藤林 和子
町 田 間 税 会	矢沢きよみ	木目田 淳	-
立 川 間 税 会	岡本 輝興	-	朝倉 さく
東 村 山 間 税 会	名取三貴子	山寄 正樹	白石 和子
武 蔵 野 間 税 会	荒井 弘美	櫻井 大記	大森絵美子
武蔵府中 間 税 会	田中 伸弥	-	鳩山 恵子
神奈川県間税会連合会	藤本 秀明	安達 弘樹	中込 清美
横 浜 中 間 税 会	六川 勝仁	田中孝太郎	渡辺 優子
横 浜 南 間 税 会	山岸 幹夫	佐野 和弘	高田テルヨ
保土ヶ谷 間 税 会	遠藤 昇	工藤 樹	齋藤ミサ子
戸 塚 間 税 会	新福 総一	-	木野 清枝
神奈川・港北 間 税 会	小山 正武	吉藤 朋久	加藤 美幸
緑 間 税 会	平瀬 徹	志村 正泰	金松なみえ
鶴 見 間 税 会	川畑 文明	松本 浩史	宮本 弘子
川 崎 南 間 税 会	武藤 聰宏	-	-
川 崎 北 間 税 会	藤本 秀明	齋藤 友嘉	川邊 良子
川 崎 西 間 税 会	伊藤 久史	黒木啓太郎	吉場八重子
横 須 賀 間 税 会	谷中 英司	大川 渉	倉茂 龍子
鎌 倉 間 税 会	栗原 英信	-	-
藤 沢 間 税 会	村上 進	市川 信治	杉原 栄子
平 塚 間 税 会	三浦 宏晶	-	-
厚 木 間 税 会	會田 義明	-	-
大 和 間 税 会	竹村 和子	安澤 文夫	本多 里美
相 模 原 間 税 会	井上 旭	安達 弘樹	横溝 志華
小 田 原 間 税 会	本多 純二	-	-
千葉県間税会連合会	竹林 克夫	小林 康男	高梨 園子
千 葉 東 間 税 会	山本 康昭	長坂 圭将	高梨 園子
千 葉 西 間 税 会	菅原 章	中野 祐治	-
千 葉 南 間 税 会	小宮 善一	石橋 孝	高澤 和枝
成 田 間 税 会	海老原勝治	夏海 優	三橋 恒子
松 戸 間 税 会	山野辺孝夫	芝田 安弘	金子美代子
柏 間 税 会	原 隆志	赤池 正雄	-
市 川 間 税 会	森井 康夫	北川 善剛	-
船 橋 間 税 会	関根金一郎	永瀬 文明	石川 英子
佐 原 間 税 会	石橋 一男	石橋 武史	藤崎加津代
銚 子 間 税 会	宮内 秀章	-	-
東 金 間 税 会	内山 弘通	四之宮一夫	佐藤 陽子
茂 原 間 税 会	本橋 和也	中川 雅晃	三枝恵美子
木 更 津 間 税 会	梶 義子	石塚 直人	梶 義子
館 山 間 税 会	本橋 亮一	小林 康男	-
山梨県間税会連合会	上原 重樹	大澤 慶暢	東條 初恵
甲 府 間 税 会	上原 重樹	大澤 慶暢	東條 初恵
大 月 間 税 会	渡辺 昭夫	-	堀内ひさ子
山 梨 間 税 会	武川 静夫	-	-
鰺 沢 間 税 会	一瀬 茂	-	-